

愛媛県企業合宿型ワーケーション誘致プロモーション企画・実施業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

本県を企業合宿型人材育成ワーケーションの適地として周知することで、大都市圏の企業に対して本県でのワーケーションを一層誘致することを目指す。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 愛媛県企業合宿型ワーケーション誘致プロモーション企画・実施業務
- (2) 業務の内容 別紙「愛媛県企業合宿型ワーケーション誘致プロモーション企画・実施業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託上限額 19,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 参加資格

本委託事業の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を満たしている法人その他の団体とする。

- (1) 令和5年3月17日までに令和5～7年度愛媛県競争入札参加資格審査申請の受付が完了していること。
- (2) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、愛媛県知事が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律172号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員企業の役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- (5) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱

いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(7) 民間企業、NPO 法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

4 応募の手続き

(1) 担当窓口

[企画提案公募に関すること] 愛媛県 企画振興部東京事務所 観光物産振興課

[ワーケーションの取組みに関すること] 同 立地・移住促進課

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館11階

TEL : 03-5212-9071 FAX : 03-5212-9072

Eメール : toukyo-jimu@pref. ehime. lg. jp

(2) 実施要領の配布

ア 期間

令和5年3月3日（金）～令和5年3月10日（金）

イ 配布方法

愛媛県のホームページからのダウンロードによるほか、担当窓口において配布する。

※担当窓口で受け取る場合は、上記（2）アの期間中、休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 参加希望者等の確認

ア 提出書類及び提出部数

① 参加希望書（様式1）・・・1部

② 会社概要書（様式2）・・・1部

イ 提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出方法

・持参または郵送。

・持参による提出の受付時間は、執務時間中（休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とし、（1）の担当窓口まで届けるものとする。

・郵送による提出の場合は期日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

エ 提出場所

上記（1）の担当窓口

オ その他

参加希望書を提出した後に参加を辞退する場合は、取り下げ願い書（様式3）を提出すること。

(4) 質問の受付

ア 提出期限

令和5年3月10日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 受付方法

ファクシミリまたは電子メールにより、担当窓口宛てに質問書（様式4）を提出。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

ウ 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、ファクシミリ又は電子メールにより随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先にファクシミリ又は電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(5) 企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

ア 提出物及び提出部数

- ① 企画提案書送付文（様式5）・・・・・・・・・・1部
- ② 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・6部
・A4判、横書き、長辺とじとする（着色可）
- ③ 見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・提案に必要な一切の経費を含めること。

イ 提出期限

令和5年3月22日（水）午後5時15分まで（必着）

ウ 提出方法

- ・持参または郵送。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）とし、(1)の担当窓口まで届けるものとする。
- ・郵送による提出の場合は書留又は簡易書留により送付することとし、期日の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

エ 留意事項

- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。
- ・提出された企画提案書は、理由のいかんを問わず返却しない。
- ・企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

5 業務予定者の選定方法等に関する事項

(1) 業務予定者の選定方法

- ア 別紙「評価基準」に基づき企画提案書等の評価を行い、業務予定者を選定する。
- イ 審査は、書類審査とする。
- ウ 企画提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断するが、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務委託予定者として選定する。6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施す

る。

(2) 書面審査

実施日：令和5年3月24日（金）

(3) 審査に当たっては、書面審査の前日までに個別に提案内容の確認を行うことがある。

6 業務予定者の選定

(1) 審査の結果は、次のとおり各提案者に通知する。

ア 通知日：令和5年3月末に通知予定。

イ 方法：文書で各提案者に通知する。

(2) 審査結果に関する質問については、一切受け付けない。

7 契約

(1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、選定後2週間以内に最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 別添「愛媛県企業合宿型ワーケーション誘致プロモーション企画・実施業務委託仕様書」は、最優秀提案者の企画提案内容によっては、県と提案者との協議の結果に基づき、内容の追加、又は修正する場合がある。

(3) 別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

(4) 契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により、契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

8 注意事項

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

(5) 企画提案書類に虚偽の記載をした場合、本実施要領に違反すると認められる場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は失格とする。

(6) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合、または提案限度額を超えた見積額を提示し

た場合は、無効とする。

9 その他

- (1) プロポーザルに関し、提出された参加希望書及び提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) プロポーザルに関し、愛媛県から受領または閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表または使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。
- (4) 提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (6) 本企画提案公募は、令和5年度当初予算の成立等を前提に行うものであり、事業内容の変更や事業そのものの中止の可能性がある。